

# IASB 公開草案「IFRS の年次改善 2015-2017 年サイクル」に対する当委員会からのコメント・レター

ASBJ 専門研究員 豊岳 光晴 ほうがく みつはる

企業会計基準委員会（以下、「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（IASB）から 2017 年 1 月に公表された公開草案「IFRS の年次改善 2015-2017 年サイクル」（以下「本公開草案」という。）に対して、IFRS 適用課題対応専門委員会から、2017 年 4 月にコメント・レターを送付している。

本公開草案には、以下の 3 つの基準に関する修正が含まれている。

- (1) IAS 第 12 号「法人所得税」：資本に分類される金融商品に係る支払の法人所得税の影響  
 配当の法人所得税への影響を、分配可能利益を生み出した取引又は事象が認識された場所（資本か純損益か）で認識することを企業に要求する IAS 第 12 号第 52B 項が、IAS 第 12 号第 52A 項に記述された特定の状況（分配された利益と未分配利益に適用される税率が異なる状況）だけでなく、配当のすべての法人所得税への影響に適用されることを明確化する提案がなされている。
- (2) IAS 第 23 号「借入コスト」：資本化に適格な借入コスト  
 適格資産について意図された使用又は販売の準備ができている場合には、企業は当該適格資産を取得するために行われた借入残高を一般目的で借り入れた資金の一部として扱うことを明確化する提案がなされている。
- (3) IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」：関連会社又は共同支配企業に対する持分  
 企業は、実質的に関連会社又は共同支配企業に対する純投資の一部を構成するが持分法が適用されない長期持分に対して、IFRS 第 9 号「金融商品」（減損の要求事項を含む。）を適用することを要求される旨を明確化する提案がなされている。

当委員会からのコメント・レターでは、それぞれの提案に対して、次のようなコメントをしている。

## (1) IAS 第 12 号の修正提案に対するコメント

当委員会からのコメント・レターでは、本公開草案で提案された修正自体について反対はしないものの、本公開草案の提案をより有用なものとするため、IAS 第 12 号において配当を定義することや、法人所得税の影響を純損益で認識する場合と純損益の外で認識する場合をどのように区別するかに関するガイダンスを追加することを提案している。

## (2) IAS 第 23 号の修正提案に対するコメント

当委員会からのコメント・レターでは、本公開草案の提案内容を支持するコメントを行った上で、(4)その他のコメントに記載のとおり、本公開草案の提案についての初度適用企業における取扱いに関するコメントを行っている。

## (3) IAS 第 28 号の修正提案に対するコメント

当委員会からのコメント・レターでは、長期持分に対して IFRS 第 9 号を適用した場合、長期持分に対して IFRS 第 9 号による測定が行われた後に、IAS 第 28 号第 38 項の要求事項に従って関連会社又は共同支配企業の純損失に対する持分を配分することは、損失の二重計上の懸念があることから、本公開草案の提案に同意しない旨を表明している。本公開草案により、長期持分に対して IFRS 第 9 号を適用する場合には、損失が二重計上されないよう、他の要求事項を見直すことを提案している。加えて、(4)その他のコメントに記載のとおり、本公開草案の提案についての初度適用企業における取扱いに関するコメントを行っている。

## (4) その他のコメント

当委員会からのコメント・レターでは、年次改善のような比較的軽微な会計基準の修正において、IFRS 適用済みの企業と初度適用企業の取扱いを揃えることを提案している。本公開草案の提案では、IAS 第 23 号の修正案及び IAS 第 28 号の修正案において、IFRS 適用済みの企業に対する経過措置と初度適用企業における免除規定に相違が生じており、不必要に会計基準を複雑にすることを避けるために、このような提案を行っている。